

令和5年度

## 岡崎市立常磐東小学校 いじめ防止基本方針

### 1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

#### (1) いじめの定義

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとする。」（いじめ防止対策推進法より）令和元年6月に改訂された「岡崎市いじめ防止等のための基本方針」や令和3年1月に策定された「Stop the いじめアクションプラン」を参考にして、本校では、次の4点についていじめ防止基本方針を改訂した。

- 些細な兆候であってもいじめではないかという疑いをもって、けんかやふざけの背景の調査や徹底した聞き取りを行い、早い段階から複数の教職員で的確に関わりいじめを軽視したりすることなく組織的な対応を行う。
- いじめの認知については、初動対応を適切に行うことができるよう積極的に認知する。また、特定の教職員のみによるのではなく、「いじめ対策委員会」を開催して組織的に判断し、その対応を図る。
- いじめを受けていることを念頭に置き、聞き取り情報を共有し、迅速かつ組織的に対応して、被害を受けている児童を守り、保護者や教育委員会等にも報告する。
- 学校評価の評価項目の中にいじめの早期発見・いじめの再発防止の取り組み等の実施状況について、保護者や児童が評価できるようにし、その結果を踏まえて改善を図る。

以上4点の改訂を重視しながらいじめ防止に向けてさらに深く取り組んでいく。

#### (2) いじめに対する基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に、教職員が日頃からささいな兆候も見逃さないように努めるとともに、学校全体で情報を共有し、組織的に対応していく。何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。

### 2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

#### (1) 校内いじめ・長期欠席対策委員会

校長、教頭、教務、校務、該当担任、生徒指導担当、養護教諭、スクールカウン

セラーからなるいじめ防止等の対策のための「いじめ対策委員会」を設置する。また、必要に応じて、スクールソーシャルワーカーや学校評議員らの外部の方々を加えて対策委員会を開催する。

学期に2回（記名式、無記名式の1回ずつ）の児童を対象とした「生活アンケート」を、「生活アンケート」を行わない月には「心のアンケート」を実施して、早期発見にも努める。また、学期に1回保護者を対象としたアンケートも行い、該当児童がいる場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、その対応や指導について協議して早期解決を図る。また、該当児童の保護者に連絡するとともに市教委にも連絡する。

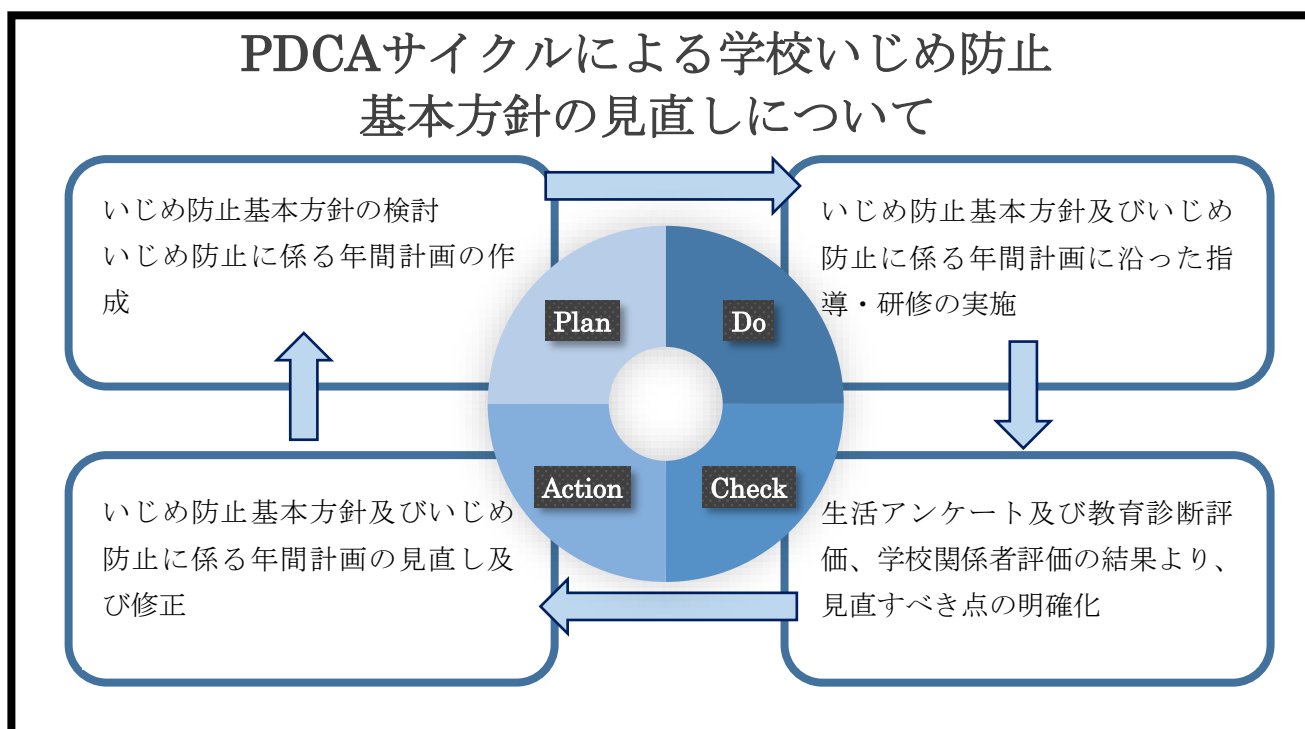
それ以外にも、毎学期、「いじめ・長期欠席対策委員会」「校内教育支援委員会」を開催し、児童への対応や支援等について、協議して問題の早期解決にあたる。さらに、感染症やけが等以外で、数日間欠席した児童については、必要に応じてスクールカウンセラー等の外部専門機関の担当者も交えて、適切な対応を図る。

## （2）職員会での情報交換および共通理解

月に一度配慮を要する児童について、全教職員で現状や指導についての情報交換および共通理解を図る。そこで出された情報を全教職員が周知して、翌日からの児童の行動について見守ったり支援したりする。

## 3 PDCAサイクルによる学校いじめ防止基本方針の見直しについて

本校は、下図に示すPDCAサイクルで学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。



#### 4 昨年度のいじめの実態から明らかになった課題

- ①本校の特性（学校までの距離が遠く、保護者の迎えを要する児童が多い）から、多くの児童が利用する学区こどもの家において児童同士のトラブルの大半が起きていることが分かった。（言葉や態度によるものがほとんどであった）
- ②被害児童がいじめだと感じた場合、加害児童がふざけているつもりであっても、いじめであるという認識が薄かった。

#### 5 いじめ防止のための本校の取組（年間指導計画は別表）

- ①学校の「目標」で、「思いやりあふれる優しい心を育てる」を掲げ全校で取り組んでいる。これは、周りの人を大切に思う気持ちを育てたり、他人のよいところを見つけたり、温かい言葉をかけあったりすることで、思いやりの心を培っている。
- ②毎学期2回（記名式、無記名式を1回ずつ）の「生活アンケート」を、「生活アンケート」を行わない月には「心のアンケート」を行っている。学期末には、保護者対象の「いじめアンケート」、2学期末に児童・保護者を対象に「教育診断アンケート」等を実施して、いじめ見逃し0に努めている。アンケート結果の内容を吟味し、「校内いじめ対策委員会」を開催し早期解決を図っている。また、どんな些細なことでも報告するよう周知徹底をしていく。
- ③岡崎市から上学年の児童を対象としたハイパーQ Uテストや、本校独自で全校児童を対象としたソーシャルスキルテスト（集団分析心理検査）を実施し、児童の実態を十分に把握して、より適切な学級経営や児童の個人指導に努めている。
- ④外部の講師をお招きし、「ハイパーQ Uテストの基本的理解と活用」に関する研修会を実施して、よりよい学級づくりやいじめの早期発見に努めている。
- ⑤道徳科授業の充実を図ったり、青木川を題材にした環境学習「清流学習」（生活・総合的な学習の時間、関連教科）を通して、児童が自然や人と触れあったり、体験学習をしたりすることで、豊かな心を醸成している。
- ⑥1年生から6年生までを4つの縦割り班に分けて、協力したり協調したりすることを学習する。高学年の児童が温かい心で接したり、低学年の児童が、高学年を見習ったりする中で、心と心の通う豊かな交流ができる力を培っている。
- ⑦ネットいじめの加害者、被害者とならないようネットの正しい利用やマナー等のモラル教育を随時継続的に推進するとともに、実施期間を決めて全学級で授業として取り扱う。全校児童のインターネットに関する使用状況調査を実施し現状把握を行い、インターネット等を通じて行われるいじめの撲滅に努めている。
- ⑧中学校や幼稚園・保育園、学区こどもの家等との情報交換や交流活動を通して、連携や協力体制の整備を図る。学校評議員会での情報交換、ひがしっ子見守り隊の方々や地域の方々との交流を通して、児童の様子などを随時、情報交換して小さなサインを見逃さないようにしている。
- ⑨「常磐東小学校いじめ防止基本方針」について、4月のPTA総会で紹介したり、

学校のホームページに掲載したりして、保護者の方々に周知している。

- ⑩長期休みの前等必要に応じて、生活指導担当が全校児童に対して、公共の場（子どもの家など）を利用する上でのマナーやルール、学校と同じように生活することについて話をする。

## 6 いじめ早期発見のための取組（年間指導計画は別表）

### （1）学級経営の充実

- ・小さなサインを見逃さない定期的な調査、日常的な調査を確実に実施する。
- ・「生活アンケート」を学期に2回（記名式、無記名式を1回ずつ）を、「生活アンケート」を行わない月には「心のアンケート」を実施して、その結果をもとに一人一人の児童と直接話をして状況を理解し、いじめに対してすぐに対応し役職および保護者に報告する。
- ・教育相談期間の設定（学期に1回程度）※臨床心理士との相談など

### （2）教師と児童、保護者との人間関係と信頼関係づくり

- ・生活記録や連絡帳を活用して、家庭や学校での児童の様子を教師が把握したり、保護者に伝えたりする。
- ・児童や保護者がいじめについての相談しやすい体制を整える。
- ・事前に「24時間子供SOSダイヤル」などをPTA総会や保護者の全体会などにおいて周知する。

### （3）関係諸機関との連携

- ・教育相談センターやスクールカウンセラーと連携して情報の交換を図る。
- ・必要に応じて、個人カルテを作成し、教師の指導や対応、児童の反応、保護者の考えを記録して、関係諸機関との情報交換に活用する。
- ・学区こどもの家の職員の方々との情報交換を随時できるようにする。

## 7 いじめに対する早期対応

- ① いじめ発見・通報を受けたら「いじめ・長期欠席対策委員会」を中心に対応する。
- ・校長、教頭、教務主任、校務主任、保健主事、生活指導主事、養護教諭、担任
  - ・いじめの有無の確認⇒校内で情報共有⇒いじめ防止へ対応 教育委員会への報告  
※警察署との連携（犯罪行為、生命身体への重大な被害）
  - ・いじめを受けた側への対応…心身のケア、子供と保護者支援（安心安全の保障）
  - ・いじめを行った側への対応…再発防止への継続的な指導、保護者への助言の継続
  - ・当事者以外の子供への対応・・・再発防止にむけた継続的な全体指導
- ② 被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ③ 加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ④ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。

- ⑤ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

## 8 重大事態への対応

### (1) 重大事態の定義

- ①いじめにより、児童等の生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ②いじめにより、相当の期間学校を欠席する(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされているという疑いがある場合
- ③児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合  
(「いじめ防止対策推進法」より)


### (2) 重大事態への対応

- ①重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告する。
  - ・重大事態の発生について教育委員会へ報告⇒市長へ報告
  - ・重大事態の把握、質問票などによる緊急調査の実施  
事実確認⇒情報整理、共有⇒解決に向けての対応、再発防止対応
  - ・いじめを受けた子供・保護者に対して事実関係等、必要な情報を適切に提供
  - ・当事者以外の子供・保護者の対応は、教育委員会の指示を受け慎重に進める。
- ②学校が事実調査を実施する場合は「いじめ・長期欠席対策委員会」を開く。
  - ・校長、教頭、教務主任、校務主任、保健主事、生活指導主任、養護教諭、担任関係職員に適切な専門家を加えて構成、緊急対応する。

## 9 いじめに関する教員の研修内容

- ・いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)を職員に向けて紹介し、いじめは絶対に見逃さないことについて確認した。(R5.4)

## 10 相談窓口の連絡先

- ・常磐東小学校 ☎0564-46-2108
- ・24時間子供SOSダイヤル「子どもSOS ほっとライン24」  
全国共通ダイヤル ☎0120-0-78310 なやみ言おう 通話料は無料です
- ・児童相談所全国共通ダイヤル ☎189 (いち・はや・く)
- ・「キッズ岡崎こころの電話相談」☎0564-83-5660 (12:00~19:00)
- ・そよかぜ相談(岡崎市)☎0564-71-3201 (平日9:30~16:30)
- ・岡崎市こころホットライン ☎0564-64-7830 (平日13:00~20:00)
- ・子ども・家庭110番(愛知県)☎052-953-4152
- ・家庭教育相談(家庭教育コーディネーター)☎052-961-0900
- ・相談窓口PR動画「君は君のままでいい」〔文部科学省・厚生労働省〕  
 <https://youtu.be/CiZTk8vB26I>

令和5年度いじめ防止対策年間指導計画

	指導の内容		
	教職員の活動	児童の活動	保護者・地域との連携
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止基本方針についての検討〈生徒指導委員会〉</li> <li>いじめ対策に関わる共通理解</li> <li>児童に関する情報交換〈職員会〉</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学級開き・学級ルール作り〈学級活動〉</li> <li>行事を通した人間関係作り〈1年生を迎える会〉</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ対策基本方針の説明〈PTA 総会 PTA 委員会〉</li> <li>授業参観・学校保健委員会</li> <li>見守り隊の発足式</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童に関する情報交換〈職員会〉</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行事を通した人間関係作り〈運動会・寿会清掃活動〉</li> <li>「生活アンケート」①(いじめ調査)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校行事の公開〈学区運動会〉</li> <li>寿会清掃活動</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童に関する情報交換〈職員会〉</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行事を通した人間関係作り〈青木川クリーン作戦・川遊びの会〉</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社教青木川清掃</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価の実施</li> <li>児童に関する情報交換〈職員会〉</li> <li>いじめ・長期欠席対策委員会</li> <li>校内教育支援委員会</li> <li>いじめ防止についての研修(ハイパーQU等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行事を通した人間関係作り(通学団会・大掃除)</li> <li>「生活アンケート」②(いじめ調査)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校開放</li> <li>保護者との情報交換〈個別懇談会〉</li> <li>学校評議員会</li> </ul>
8月			
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童に関する情報交換〈職員会〉</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行事を通した人間関係作り〈敬老会・学区ふれあい遠足・寿会清掃活動〉</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>敬老会・寿会清掃活動</li> <li>学区ふれあい遠足</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童に関する情報交換〈職員会〉</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行事を通した人間関係作り〈学習発表会・おかざきっ子展〉</li> <li>「生活アンケート」③(いじめ調査)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市スポーツフェスティバル</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童に関する情報交換〈職員会〉</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行事を通した人間関係作り〈かけ足・修学旅行・山の学習(4・5年)〉</li> </ul>	
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童に関する情報交換〈職員会〉</li> <li>いじめ・長期欠席対策委員会</li> <li>校内教育支援委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行事を通した人間関係作り〈校内マラソン大会〉</li> <li>「生活アンケート」④(いじめ調査)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者との情報交換〈個別懇談〉</li> <li>学校評議員会</li> <li>教育診断評価(保護者)</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価の実施</li> <li>児童に関する情報交換〈職員会〉</li> <li>教育診断評価(教師)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行事を通した人間関係作り〈ふれあい授業参観〉</li> <li>教育診断評価</li> <li>「生活アンケート」⑤(いじめ調査)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校開放(ふれあい授業参観・校内書き初め展)</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童に関する情報交換〈職員会〉</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行事を通した人間関係作り〈感謝する会〉</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校評議員会</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童に関する情報交換〈職員会〉</li> <li>いじめ・長期欠席対策委員会</li> <li>校内教育支援委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行事を通した人間関係作り〈6年生をおくる会〉</li> <li>「生活アンケート」⑥(いじめ調査)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同窓会入会式</li> </ul>

\* 4・6・9・11・2月は「心のアンケート」を行う。